

4 - 1 課税状況

(単位 千円)

	利子所得等	配当所得	特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
15年	140,187,606	内 890,194 130,909,987	9,826,266	内 362,387,821 1,514,155,041	62,974,968	164,554,393	45,168,261	2,067,776,522
14	218,021,760	内 5,732,318 169,560,167	41,066,659	内 419,814,787 1,558,847,112	81,129,165	168,604,322	41,295,541	2,278,524,726
13	724,684,009	内 4,487,013 141,180,830	35,346,815	内 467,906,785 1,665,309,150	61,626,670	169,268,979	41,575,399	2,838,991,852
12	601,329,468	内 6,150,555 153,780,496	80,114,758	内 481,489,557 1,694,428,794	54,449,425	166,945,344	41,903,960	2,792,952,216
11	153,475,632	内 4,532,472 145,533,821	93,881,665	内 556,880,777 1,739,700,313	58,575,338	163,868,470	40,604,334	2,395,639,573

調査対象等：各年分の源泉所得税について、翌年1月末日までに提出のあった徴収高計算書の税額及び納税告知による徴収決定額を示した。

- (注) 1 「配当所得」欄の内書は、源泉分離（選択）課税分の税額である。(平成15年3月31日をもって廃止)
 2 「給与所得」欄の内書は、賞与に対する税額である。
 3 「特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等」欄の、平成14年以前については、上場株式等の譲渡利益金額に対する税額を示したものである。

4 - 2 加算税

(単位 千円)

	利子所得等	配当所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
不納付加算税	212,883	237,946	2,269,468	25,503	176,664	120,695	3,043,159
重加算税	22,726	-	188,426	-	11,739	3,836	181,276
計	190,158	237,946	2,457,894	25,503	188,403	124,531	3,224,435

調査対象等：平成15年分の加算税の徴収決定額を示した。

4 - 3 源泉徴収義務者数

(単位 件)

	本店法人	支店法人	官公庁	個人	その他	計	
給与所得	支給人員 10人 未満のもの	249,852	1,392	649	198,022	14,930	464,845
	” 30人 ”	66,884	1,018	485	10,494	2,651	81,532
	” 100人 ”	24,640	1,021	420	897	1,537	28,515
	” 1,000人 ”	9,018	790	658	107	575	11,148
	” 1,000人 以上のもの	574	82	129	-	13	798
計	350,968	4,303	2,341	209,520	19,706	586,838	
利子所得	1,525	4,958	21	2	31	6,537	
配当所得	20,381	61	-	-	-	20,442	
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	38	340	-	-	-	378	
報酬・料金等所得	法第174条第10号 該当	14	92	1	-	5	112
	法第204条 〔弁護士、税理士、司法書士等〕	333,403	3,188	773	127,705	7,122	472,191
	該当 〔その他〕	14,518	1,160	1,505	2,082	3,898	23,163
	公的年金等及び生命保険契約等に基づく年金	369	385	28	2	87	871
計	348,304	4,825	2,307	129,789	11,112	496,337	
非居住者等所得	2,657	575	42	131	84	3,489	

調査時点：平成16年6月30日

用語の説明：源泉徴収義務者とは、本来の納税者から直接納付させないで、納税者に対して金銭を支払う者に、その支払の際、税金相当額を天引徴収し、納付する義務のある者をいう。